

「京念珠」認定並びに商標（ブランド）使用規約

第1章 総 則

（目的）

第1条 組合員が、伝統ある京念珠製造技術に基づき、京都市及びその周辺地域において生産された高規格高品質の数珠、念珠を「京念珠」と称し、この製造技術を守り、正しく製造された「京念珠」が市場に提供されることを目的としてこの規約を設ける。

（「京念珠」認定と文字の使用）

第2条 組合員は、その製造する珠数が本規約の基準を満たすものでかつ認定を受けた商品についてのみ「京念珠」の称号、またそれを示す文字を使用することができる。

2 前項の認定のない商品については、「京念珠」の文字及びそれと誤認されるような紛らわしい文字・商品名を使用してはならない。

（「京念珠」認定のための委員会の設置）

第3条 前条の認定を審査するため、組合に品質管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（新規企画の審査）

第4条 組合員が、新規企画により珠数を製造したときは、委員会にその製品を提出して「京念珠」認定審査を受けなければならない。

（認定権者）

第5条 「京念珠」の認定は、委員会の具申に基づき、理事会の議を経て理事長が行う。

第2章 品質管理委員会

（委員会の構成等）

第6条 委員会は、委員3名以上7名以内で構成し、委員互選により委員長1名を置く。

2 委員長は、委員会を統括する。

3 委員会は、必要時に委員長が招集する。

4 委員長は、委員会の審査結果を理事長に具申しなければならない。

（委員の選任）

第7条 委員は、組合員、組合員家族従事者、組合顧問、名誉組合員の中から理事会において選任する。

(任期)

第8条 委員の任期は在任中の理事の任期と同一とする。ただし、後任者就任までその職務を行う。

(守秘義務)

第9条 委員はその知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(審査決定の回避)

第10条 委員は、「京念珠」認定申請者（以下「申請人」という。）が自己の第3親等以内の親族、配偶者並びに雇用者であるときは、審査の決定に加わることが出来ない。

第3章 認 定 審 査

(「京念珠」認定の要件)

第11条 「京念珠」としての称号を得るための要件は、「京念珠」認定の要件として理事会の決議により別に定める。

(申請人の意見聴取)

第12条 委員会において、申請人に申請に係る製品に関し意見を求めることが出来る。

(申請の却下)

第13条 申請の製品が認定要件を充足しない場合は、委員会において申請を却下することが出来る。

(却下に対する異議)

第14条 前条の却下に異議ある申請人は、1回に限り委員会に異議を申し述べる事が出来る。

2 第1項の異議が申し述べられた場合、理事会に諮りその異議の採否を決するものとする。

3 前項により、異議の申請が認められた場合は、再度委員会において「京念珠」認定の審査を行わなければならない。

(審査決議)

第15条 認定決議は、一同に会しての委員会又は持ち回りによる決議により、過半数以上の賛成を得て決定するものとする。

(認定商品の不適格の審査)

第16条 委員会は、従前に認定した「京念珠」について、明らかにその要件を欠くと
思料される商品について、再度審査することができる。

- 2 前項の審査の結果については、理事長に報告しなければならない。
- 3 理事長は、これを理事会に諮り認定を取り消すことができる。

第4章 「京念珠」商標使用方法

(表示の方法)

第17条 認定を受けた「京念珠」ブランド商品については、「ブランド証票」又は「ブ
ランドタグ」を添付して市場に供給しなければならない。

(証票、タグ交付)

第18条 組合は、別に定める「証票、タグ規則」により「京念珠」ブランド商品に添
付する証票、タグを作製し、組合員の申請に基づきこれを交付するものとする。

- 2 前項の証票、タグは、これを有償とし、この価格は理事会の決議により定めるも
のとする。

第5章 「京念珠」商標不正使用に対する処分等

(不正使用の処分)

第19条 「京念珠」商標使用について、下記に該当する不正の事実等が判明したとき
は、次条以下に定める調査及び処分をすることができる。

- ① 「京念珠」認定外の商品に「京念珠」と称して商品を市場に提供した。
- ② 「京念珠」認定時の規格、品質と明らかに相違する商品を市場に提供した。
- ③ その他「京念珠」ブランドの信用失墜を招来する行為を行った

(不正使用の調査)

第20条 委員会は、「京念珠」商標不正使用の事実又はその真があると認められ商品
を扱う組合員に対し、その事実を調査することができるものとする。

- 2 委員会は、前項の調査結果を理事長に報告しなければならない。

(処分)

第21条 第19条の処分は、次のとおりとする。

注意勧告

認定取り消しまたは是正の勧告

組合員除名

- 2 前項に付加して過怠金の徴収。

(注意勧告)

第 2 2 条 不正使用が軽微な場合、理事会の決議により理事長より当該組合員または当該組合法人代表者に注意勧告を行う。

(認定取り消しまたは是正の勧告)

第 2 3 条 不正使用が長期に及ぶ場合など組合または他の組合員が被害を受け、または信用を損なう事実が生じた場合、理事会の決議により理事長より当該組合員が供給する当該「京念珠」の「京念珠」認定を取り消すことまたは当該不正行為の是正を勧告する。

(組合員除名)

第 2 4 条 前 2 条の処分を受けてこれを是正せず、組合または他の組合員が被害を受け、または信用を損なう事実が生じた場合、定款第 1 3 条による手続きを経て当該組合員を除名すること及びその事実を公表することが出来る。

(過怠金の徴収)

第 2 5 条 前 3 条による処分の外、過怠金徴収に関する規約に従い総会の決議により過怠金の徴収を科すことが出来る。

(弁明の機会)

第 2 6 条 前 4 条の処分をするには、当該組合員の弁明の機会を設けなければならない。

(損害賠償責任)

第 2 7 条 本章の規定による処分を受けた組合員は、本章の処分とは別に、組合または他の組合員に与えた損害の賠償をせねばならない。

この場合、賠償をする組合員は、賠償を受ける組合または組合員に対する債権をもって相殺することが出来ない。

附 則

- 1 この規約は、平成 2 1 年 1 1 月 6 日より施行する。
- 2 組合員が従前取り扱ってきた商品については、この規約施行後 1 ヶ月以内に本規約に基づく「京念珠」である認定を受けるものとし、その間は従前通り商品供給ができるものとする。